

堺市後援名義の使用の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民福祉の向上若しくは市政の進展に寄与し、又は公共の利益に資すると認められる事業に対する本市の後援名義の使用の承認について必要な事項を定める。

(申請)

第2条 その主催する事業等（以下「申請事業」という。）について本市の後援名義の使用の承認を受けようとする者（以下「主催者」という。）は、堺市後援名義使用承認申請書（様式第1号）又は当該申請書に記載すべき事項を記載した書面に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書、開催要項その他事業の概要を記載した書類
- (2) 主催者の規約、会則、定款その他これらに類するもの
- (3) 役員名簿
- (4) 収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請事業が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該承認に条件を付することができる。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 不特定多数の市民の参加を前提としていない事業
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に利用され、又はそのおそれがあると認められる事業
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる事業
- (5) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者が、その主催者の役員、従業員、社員その他構成員である事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その目的、内容等に鑑み市長が適当でないと認める事業

(通知)

第4条 市長は、前条の規定による承認をした場合にあつては堺市後援名義使用承認通知書（様式第2号）により、前条各号のいずれかに該当する場合にあつては堺市後援名義使用不承認通知書（様式第3号）により、主催者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第5条 第3条の規定による承認を受けた主催者（以下「後援名義使用者」という。）は、申請事業の内容をやむを得ず変更しようとするときは、堺市後援名義の使用に係る事業内容変更承認申請書（様式第4号）又は当該申請書に記載すべき事項を記載した書面に、変更後の事業計画書、収支予算書等の書類を添えて、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（実績報告書の提出）

第6条 後援名義使用者は、申請事業が終了したときは、その終了した日から1か月以内に、堺市後援名義の使用に係る事業実績報告書（様式第5号）又は当該報告書に記載すべき事項を記載した書面に、収支決算書、申請事業の実施に際し配布し、又は掲示した開催要項、プログラム、ポスター等の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第7条 市長は、後援名義使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたことが判明したとき。
- (2) 申請事業が第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 申請事業と異なる内容の事業を実施し、又は実施することが明らかとなったとき。
- (4) 第3条後段の規定により付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消す場合は、堺市後援名義使用承認取消通知書（様式第6号）により、後援名義使用者に通知するものとする。

（委任）

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。